

施工体制確認型及び特別重点調査提出様式一覧

施工体制確認型総合評価落札方式は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 特別重点調査となった場合は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 提出該当資料は、下表のとおりとする。

提出様式及び留意事項	添付資料	提出対象様式	
		施工体制確認型	特別重点調査
●当該価格で入札した理由		—	様式1
直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的な理由。			
●積算内訳書		—	様式2-1 様式2-2 様式2-3
①数量総括表に対応する積算内訳書となっていること(指定の数量によって積算されていること。)	下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取引実績や購入原価等に裏付けられたもの)を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。		
②設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。			
③指定の工法によって施工することとしていること(工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)			
④発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用が否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。			
⑤積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること(原則、取引等の実績を求めること。)			
⑥現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式「配置予定技術者名簿」に記載する技術者及び様式「安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)」に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上していること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賞金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。	現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条の規定に基づく賞金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し等		
⑦一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。			
⑧自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。			
⑨契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。			
●VE提案等によるコスト縮減額調書		様式11	—
コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。			
●下請予定業者等一覧表	様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)	様式10	様式3
①下請業者、資材購入先及び機械リース元が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。	区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等次の書面		
②下請予定業者等が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。また、下請予定業者等の見積書に係る各経費内訳(機械経費、労務費、材料費及びその他費用)ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。			
●配置予定技術者名簿	1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。 2. 記載した技術者等が必要な資格・実績を有することを証明する書面の写しを添付する。	様式6	様式4
①他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事実際に配置できること。			
②自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。			
③それぞれに必要な資格を有すること。			
●手持ち工事の状況	本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図(契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるもの) 当該手持ち工事に関する契約書等の写し	—	様式5-1 様式5-2
①記載された手持ち工事が実在するものであること。	契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り手持ち工事に関する契約書等の写し		
②当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は類似の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。			

施工体制確認型及び特別重点調査提出様式一覧

施工体制確認型総合評価落札方式は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 特別重点調査となった場合は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 提出該当資料は、下表のとおりとする。

提出様式及び留意事項	添付資料	提出対象様式	
		施工体制確認型	特別重点調査
●契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるような資料	様式5	様式6
①記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。 ②当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。			
●手持ち資材の状況	保有を証明する帳簿の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したものと及び資材全体が分かるように撮影したもの。)	—	様式7-1
①記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。 ②調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること(手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。)。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。	手持ち資材の調達時の価格が確認できる契約書等の写し		
●資材購入予定一覧	購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。 )のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し	様式2	様式7-2
①他社から購入を予定している場合	「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等		
1)購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(他社からの購入による資材費の低減が可能であること。 )。	自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。 )など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等		
2)購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。			
②自社製品の活用を予定している場合			
1)自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。 2)記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。 )。			
●手持ち機械の状況 下請け含む。	保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したものと及び機械全体が分かるように撮影したもの。)	—	様式8-1
①記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。	過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面		
②契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。	原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。 )を明らかにした書面		
③手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること(手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。 )。			
●機械リース元一覧	機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。 )のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し	様式3	様式8-2
①他社からリースを予定している場合	本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等		
1)機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。 )。			
2)機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。			
②自社の機械リース部門からリースを予定している場合	自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。 )など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等		

施工体制確認型及び特別重点調査提出様式一覧

施工体制確認型総合評価落札方式は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 特別重点調査となった場合は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
 提出該当資料は、下表のとおりとする。

提出様式及び留意事項	添付資料	提出対象様式	
		施工体制確認型	特別重点調査
1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。			
2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。			
● <b>労務者の確保計画</b>		様式4-1	様式9-1
① <b>自社労務者を充てる場合</b>			
1) 記載された者が自社社員であること。	自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し		
2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。	自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面		
3) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積りであること(自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)			
② <b>下請予定業者による労務者の確保を予定する場合</b>	下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式④の添付資料として提出する。		
1) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。			
2) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。			
● <b>工種別労務者配置計画</b>		様式4-2	様式9-2
労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。	自社労務者の職種ごとの配置計画		
● <b>建設副産物の搬出地</b>		様式9	様式10
① 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。	受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書		
② 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し		
● <b>建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書</b>		様式9に記載	様式11
① 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。	建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図 仮置き場と間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等		
② 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取引した実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写し		
● <b>品質確保体制(品質管理のための人員体制)</b>		様式7-1	様式12-1
① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。	「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書」に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面		
② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳書が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し		
③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載された者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。	「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたものを添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与)		
④ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。			

施工体制確認型及び特別重点調査提出様式一覧

施工体制確認型総合評価落札方式は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
特別重点調査となった場合は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
提出該資料は、下表のとおりとする。

提出様式及び留意事項	添付資料	提出対象様式	
		施工体制確認型	特別重点調査
<p>●品質確保体制(品質管理計画書)</p> <p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書」に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②)に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面</p>	様式7-2	様式12-2
<p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	<p>当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し</p>		
<p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>			
<p>●品質確保体制(出来形管理計画書)</p> <p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p>	<p>「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書」に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②)に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面</p>	様式7-3	様式12-3
<p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	<p>当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し</p>		
<p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>			
<p>●安全衛生管理体制(安全衛生教育等)</p> <p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書」に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②)に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面</p>	様式8	様式13-1
<p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	<p>当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し</p>		
<p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>			
<p>●安全衛生管理体制(点検計画)</p> <p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書」に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②)に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面</p>	様式8	様式13-2
<p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	<p>当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写し</p>		
<p>③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者が負担する場合は、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	<p>「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者(元請)が負担する場合は、「点検実施者」の欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等 下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたものを)を添付する。(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)</p>		
<p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>			

施工体制確認型及び特別重点調査提出様式一覧

施工体制確認型総合評価落札方式は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
特別重点調査となった場合は、該当様式及び様式に記載した事項の根拠となる添付資料を提出すること。  
提出該当資料は、下表のとおりとする。

提出様式及び留意事項	添付資料	提出対象様式	
		施工体制確認型	特別重点調査
●安全衛生管理体制(仮設置計画)		—	様式13-3
①「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。	入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式「内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②」に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面		
②「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し		
③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。			
●安全衛生管理体制(交通誘導員設置計画)		—	様式13-4
①自社社員を交通誘導員に充てる場合	自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等		
1)単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。			
2)単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。			
②派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合	交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し		
1)単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。			
2)単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。			
③交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。	交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図		
④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。			
●誓約書		—	様式14
①入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。	当該年度において、契約対象工事以外の国土交通省地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く。)に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面		
②入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。	本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面		
特に、当該下回る額(当該年度において、契約対象工事以外の国土交通省地方整備局(港湾空港関係)発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者)にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。	直近事業年度の損益計算書の写し		
●施工体制台帳		様式1	様式15
施工体制が適切であること。			
●過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		—	様式16
過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を発注者自ら調査し、確認する。			